

楽曲利用に関するガイドライン

本ガイドラインは、everyliveでのライブ配信時にご使用いただける楽曲に関するご案内です。配信内で本ガイドラインへの違反行為が確認された場合、配信停止等の措置を取らせていただく場合がありますので予めご了承ください。

1. 配信でご使用いただける楽曲

① JASRAC管理楽曲：<http://www2.jasrac.or.jp/eJwid/>

everyliveでは、JASRACから楽曲使用の許諾を得ておりますので、配信に際して、以下の範囲でJASRAC管理楽曲をご使用いただけます。

- ・ 楽曲の生演奏や弾き語り
- ・ 歌唱（伴奏は、無伴奏もしくは適切に権利許諾を得た楽曲をご使用ください。）

JASRAC管理楽曲をご使用される際は、以下のフォームから使用楽曲報告をお願いいたします。

<https://forms.gle/6PgxMFJk8MZvuKGZ9>

② ご自身で作詞・作曲した楽曲

2. ご使用にあたり許諾が必要な楽曲

下記の楽曲や音源を演奏・歌唱・BGM等に利用する場合には著作権および著作隣接権を侵害し、違反行為にあたる場合がございます。配信に使用する際は、ご自身の責任で事前に権利者から許諾を得ていただきますようお願いいたします。

① 「1. 配信でご使用いただける楽曲」以外の楽曲

② 市販のCDやDVD、ストリーミングサービスの音源

市販のCDやDVD、ストリーミングサービス及びダウンロード販売されている音源などを配信にご利用される場合は、everyliveがJASRACから得ている著作権の許諾とは別に、アーティスト（実演家）、レコード製作者等から著作隣接権の許諾を得る必要があります。配信のBGMとする場合など、市販のCDやDVD、ストリーミングサービス及びダウンロード販売されている音源などを配信に利用される場合は、ご自身で著作隣接権の許諾の取得をお願いいたします。許諾が得られない場合には、市販のCDやダウンロード販売されている音源などのご使用はお控えください。

③ カラオケ音源

カラオケBOX内に設置された通信カラオケ音源を配信にご利用される場合は、everyliveがJASRACから得ている著作権の許諾とは別に、当該音源自体の権利者（カラオケ会社など）から著作権隣接権の許諾を得る必要があります。カラオケ音源などを配信に利用される場合は、ご自身で著作権隣接権の許諾の取得をお願いいたします。許諾が得られない場合には、カラオケ音源のご使用はお控えください。

④ ゲーム音源

以上

第1版 2022年2月1日制定

第2版 2023年1月20日改訂